

電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件
(市場連動型プランの場合)

2024年 1 月 1 日実施

カワサキグリーンエナジー株式会社

1 適用範囲

この電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件（以下、「本供給条件」）は、電力売買約款（市場連動型プラン）（2023年7月1日実施）にもとづき、高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2024年2月検針分の始期から2024年6月検針分の終期までといたします。

3 電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件の変更

- (1) 電力売買約款（市場連動型プラン）または物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（2022年10月28日閣議決定）にもとづき行われる電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「電気価格激変緩和対策事業」）の変更により、本供給条件を変更する必要がある場合、当社は電力売買約款（市場連動型プラン）または変更後の電気価格激変緩和対策事業をふまえ、本供給条件を変更することがあります。この場合、適用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件によります。
- (2) 当社は本供給条件を変更する場合、変更後の電気料金の電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件を当社のホームページ上でお知らせします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における電力売買約款（市場連動型プラン）の電気料金は、5（電力量料金割引額）に定める電力量料金割引額を差し引いたものといたします。

5 電力量料金割引額

電力量料金割引額は、その1月の使用電力量に次に定める割引単価を適用して算定いたします。

	2024年2月検針分の始期から 2024年5月検針分の終期までの期間	2024年6月検針分
1キロワット時につき	1.8円	0.9円

6 その他

その他の事項については、電力売買約款（市場連動型プラン）に定めるところによるものといたします。